

令和8年度公共ホール現代ダンス活性化支援事業実施要綱

1 趣旨

一般財団法人地域創造（以下「地域創造」という。）は、公共ホールの活性化とコンテンポラリーダンスによる創造的で文化的な芸術活動のための環境づくりへの寄与、公共ホール職員等の企画制作能力の向上及び創造性豊かな地域づくりに資することを目的として、公共ホール現代ダンス活性化事業（以下「ダン活」という。）を実施した地方公共団体等によるコンテンポラリーダンスの公演事業及び地域交流プログラムの継続的な取組みに対する支援を行う。

2 対象団体

（１）次に掲げるいずれかの団体（以下「地方公共団体等」という。）のうち、（２）又は（３）に該当する団体であって、原則として令和３年度以降にダン活または公共ホール現代ダンス活性化支援事業（以下「ダン活支援」という。）を実施した団体を対象とする。

①地方公共団体

②地方自治法第244条の２第３項の規定に基づき指定管理者として指定を受け、公の施設の管理を行う法人その他の団体

③地域における文化・芸術活動の振興に資することを目的として設置された公益財団法人等（②を除く。）のうち、地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している法人で地域創造が特に認めるもの

（２）ダン活のＡプログラム（地域交流プログラム）、Ｂプログラム（市民参加作品創作・公演プログラム）及びＣプログラム（公演プログラム）のすべてを実施した地方公共団体等

（３）ダン活のＡプログラム（地域交流プログラム）及びＢプログラム（市民参加作品創作・公演プログラム）又はＡプログラム（地域交流プログラム）及びＣプログラム（公演プログラム）を実施した地方公共団体等

3 実施団体の決定

地域創造は、２に掲げる対象団体から提出された事業申請書等をもとに審査し、実施団体を決定の上、当該団体に対して速やかに通知する。

決定にあたっては、原則としてダン活支援の実施回数が３回未満の団体から選定するものとする。

4 助成対象事業

原則として、９日間（派遣回数２回まで）の日程の範囲内で行う次の事業を対象とする。日程の考え方については、別紙１「１ 事業実施日程の考え方について」を参照のこと。

なお、事業実施に向けて、事業の打合せや会場下見、アウトリーチ先の下見を１泊２日以内で実施する。

（１）公演（ダンス公演）

公共ホール等で開催する有料のコンテンポラリーダンス公演（市民参加作品を創作し上演する公演又は対象アーティストのレパートリー作品を上演する公演。以下「公演」という。）を１回実施する。

入場料収入は実施団体に帰属するものとする。

（２）地域交流プログラム

学校や福祉施設等でのアウトリーチを２回以上、公募等によるワークショップを１回以上実施する。

5 支援措置

地域創造は、実施団体が実施する助成対象事業に対し、次の（１）から（５）のとおり財政支援を行う。

（１）助成割合

原則として実施団体における過去のダン活支援の経験等を勘案し、次の割合で助成するものとする。

①ダン活支援の実施が１回目の場合

助成対象経費の３分の２以内

②ダン活支援の実施が２回目以降の場合

助成対象経費の２分の１以内

（２）助成対象経費

事業実施に伴う次に掲げる経費については、別紙１「２ 助成対象経費について」に基づき算出された額を上限として助成の対象とする。

ただし、実施団体が４に規定する内容を超えて事業を行った場合に発生した超過分については対象外とする。

①対象アーティスト等派遣経費

対象アーティスト、アシスタント、テクニカルスタッフ等の出演料等を含む派遣経費。別紙１「２（１）対象アーティスト等派遣経費」及び別紙２「２ アーティスト等の出演料等について」を参照のこと。

②公演負担金

公演実施に係る経費（助成対象上限額80万円）。対象経費については、別紙１「２（２）公演負担金」を参照のこと。

（３）対象アーティスト

対象アーティストは、別紙２「１ ダン活支援対象アーティスト一覧」のとおりとし、その出演料等の助成対象上限額は、別紙２「２ アーティスト等の出演料について」のとおりとする。

（４）実行委員会形式等により事業を実施する場合の取扱い

地方公共団体等及び民間等が参加して実行委員会形式等により事業を実施する場合には、企画・運営について当該地方公共団体等が相当の責任を負う場合に限り、当該地方公共団体等が負担する額に相当する範囲内の事業費を助成の対象とすることができる。

（５）助成金の概算払いについて

実施団体が希望する場合には、助成承認額の50%を上限（千円未満切り捨て）として助成金の概算払いを行うことができる。

6 提出書類等

（１）事業申請書 …別記様式１－１、１－２、１－３

令和８年度に本事業の実施を希望する対象団体は、令和７年９月５日（金）までに、次に挙げる資料を添えて当該書類を提出すること（地域創造必着）。

なお、２（１）②又は③に該当する団体が申請をする場合には、施設設置者又は出資者である地方公共団体の長の副申を添えること（別記様式１－４）。

【資料】

①共通資料

- ・会場パンフレット

②申請団体が２（１）②に該当する場合

- ・指定管理者として指定を受けていることを証する書類

③申請団体が2（1）③に該当する場合

- ・令和7年度事業概要
- ・令和6年度決算及び令和6年度予算資料

④実行委員会形式等により事業を実施する場合

- ・実行委員会等組織の関与状況 …別記様式2
- ・規約
- ・実行委員等名簿
- ・組織体系図
- ・事業計画
- ・予算資料

（2）事業実施計画書 …別記様式3-1、3-2、3-3、3-4

実施団体は、アーティストと連絡調整を行い、出演アーティスト、日程等を決定の上、令和7年12月12日（金）までに当該書類を提出すること。

（3）助成金概算払い請求書 …別記様式4

実施団体が概算払いを請求する場合は、助成決定通知後、令和8年5月15日（金）までに、当該書類に助成決定通知の写しを添えて提出すること。

地域創造は、令和8年6月30日（火）までに実施団体が指定する銀行口座に振り込むものとする。

（4）事業実績報告書 …別記様式5-1、5-2、5-3、5-4、5-5

事業終了後30日以内（事業終了が令和9年3月15日（月）以降の場合は、令和9年4月14日（水）（必着）まで）に、次に挙げる資料を添えて当該書類を提出すること。

【資料】

①共通資料

- ・チラシ、ポスター、プログラム、写真等の成果物
- ・出演契約書の写し
- ・助成対象経費に係る領収書等（支払いを証明できる書類）の写し

②実行委員会形式等により事業を実施した場合のみ

- ・実行委員会等組織の関与状況 …別記様式2
- ・実施団体が実行委員会等組織に対して経費を負担したことが証明できる書類の写し
- ・実行委員会等組織の収支状況

（5）変更承認申請書又は変更報告書 …別記様式6-1、6-2

助成決定通知を受けた後に計画内容に重大な変更が生じた場合は、次の区分に応じて直ちに当該書類を提出すること。

①変更承認申請

次に掲げる変更については、変更承認申請書を提出し、地域創造の承認を得るものとする。なお、変更内容によっては助成対象事業の要件を満たさなくなり、助成できない場合があるので留意すること。

ア 公演実施日程の変更

イ 公演実施会場の変更

ウ その他、事業内容が大幅に変更される場合等地域創造が特に承認を必要とする変更

②変更報告

次に掲げる軽微な変更については、変更報告書により地域創造に報告するものとする。なお、この場合、地域創造の承認は不要とする。

ア 申請者の団体名称の変更

イ 申請者の代表の変更、人事異動等によるその他関係者の変更

ウ その他、事業内容の大幅な変更を伴わない場合の事業概要の変更

7 その他

(1) 助成に関する表示

実施団体は、対象事業実施会場及び対象事業実施に際して作成される印刷物、ホームページその他の宣伝媒体に、地域創造が助成している旨を必ず表示すること。

(表示例) 助成：一般財団法人地域創造、助成：(一財) 地域創造

(2) 損害賠償の免責

事業実施に伴い発生した損害賠償等の責任について、地域創造は責めを負わないものとする。

(3) 関係書類の提出

地域創造は、この要綱に定めのある書類のほか、実施団体の決定等の審査に当たって必要な書類の提出を求めることができる。

(4) 情報提供

地域創造が、全国の地方公共団体に対して行う事業に関する情報提供等のため、資料提供を求めた場合や現地調査を行う場合、実施団体は協力するものとする。

(5) その他

事務手続き、スケジュールその他細目について必要がある場合は別途定める。

また、その他事業の実施に関し疑義が生じたときには、地域創造と実施団体が協議して決定する。

参考 事業の流れ・手続き等

●令和7年度（事業実施前年度）

時期（予定）	内 容	提出書類
6月25日 ～9月5日	事業申請書の受付（9月5日（金）締切）	事業申請書 （別記様式1－1～3、1－4※ ¹ ） ※1 要綱2（1）②及び③に該当する団体は、地方公共団体の長の副申書（別記様式1－4）を添付 ※ 実行委員会形式等により事業を実施する場合は、実行委員会等組織の関与状況（別記様式2）等を添付
10月下旬	事業内定通知 アーティストへ出演依頼	
12月12日	事業実施計画書の提出（12月12日（金）締切）	事業実施計画書 （別記様式3－1～4）

●令和8年度（事業実施年度）

時期（予定）	内 容	提出書類
4月上旬	助成決定通知	
4月上旬 ～5月15日	助成金概算払い請求（5月15日（金）締切）	助成金概算払い請求書 （別記様式4）
4月～翌年3月	事業の実施	
	変更承認申請書又は変更報告書の提出 （助成決定通知後に計画内容に変更が生じた場合は内容に応じて直ちに提出すること。なお、変更内容によっては事業の要件を満たさなくなり、助成できない場合がある。）	変更承認申請書 又は変更報告書 （別記様式6－1、6－2）
事業終了後 30日以内	実績報告、助成金の請求	事業実績報告書 （別記様式5－1～5） ※ 実行委員会形式等により事業を実施した場合は、実行委員会等組織の関与状況（別記様式2）等を添付

1 事業実施日程の考え方について

(1) 本番期間を1回とした場合の例

・本番 : 7日 (地域交流プログラム3回、公演1回) 計7日

(2) 本番期間を2回とした場合の例

(i) ・本番① : 2日 (地域交流プログラム1回)
 ・本番② : 7日 (地域交流プログラム2回、公演1回) 計9日

(ii) ・本番① : 3日 (地域交流プログラム3回)
 ・本番② : 6日 (公演1回) 計9日

なお、日程の考え方は一例であり、この限りではない。

2 助成対象経費について

(1) 対象アーティスト等派遣経費

市民参加作品を創作し上演する場合

項 目	出演料等	旅 費 交 通 費		損害保険
		現地下見	本番期間	
		交通費(現地移動費を除く)宿泊費・日当		
対象アーティスト	地域交流プログラム、公演	1泊2日以内	2往復 7泊9日以内	○
アシスタント (クリエーション等のアシスタント 兼共演者) *対象アーティストがソロの場合2名、デュ オの場合1名		×	2往復 7泊9日以内	
テクニカルスタッフ等※(1名)		仕込み～公演	1泊2日以内	

●本番翌日に移動可 (+1泊1日)

レパートリー作品を上演する場合

項 目	出演料等	旅 費 交 通 費		損害保険
		現地下見	本番期間	
		交通費(現地移動費を除く)宿泊費・日当		
対象アーティスト	地域交流プログラム、公演	1泊2日以内	2往復 7泊9日以内	○
アシスタント (アシスタント兼共演者) *対象アーティストがソロの場合のみ1名		×	2往復 7泊9日以内	
共演者(1名)		×	1往復 3泊4日以内	
テクニカルスタッフ等※(1名)		仕込み～公演	1泊2日以内	

●本番翌日に移動可 (+1泊1日)

※公演準備(地域交流プログラムを除く。)のサポート役として必要と判断されるテクニカルスタッフ、演出助手、制作者等をいう。

(2) 公演負担金 ※助成対象上限額：80万円

文芸費	現地舞台監督料、現地における照明・音響プラン料、調律料、著作権使用料など
設営・舞台費	現地舞台仕込等人件費、現地照明・音響等オペレーター人件費、照明・音響等機材費、舞台設営費、リノリウム借上料、市民参加作品に関わる経費（衣裳費、舞台美術費、メイク費、小道具費、運搬費など）など
会場費	会場使用料
謝金・旅費・通信費	地元出演者等謝金、会場整理等賃金、地元出演者等交通費・宿泊費・日当費、通信費など
宣伝・印刷費	広告宣伝費、チラシ・ポスター・プログラム・チケット製作費、チケット販売手数料など
記録費	録画費、写真費、記録映像作成費など
消耗品費	事業に係る消耗品費
保険料	ワークショップ参加者等保険料など
その他	その他事業の企画・制作に要する経費（振込手数料、印紙代を含む）

対象外経費

- ①事業実施団体以外の者が支出した経費
- ②事業実施団体及び申請者が請求者となっている経費（例：利用料金（地方自治法第244条の2第8項の規定によるもの）を収受する指定管理者が自ら当該施設を使用して事業を実施した場合に、自身に支払う形となる利用料金等）
- ③対象アーティスト等の派遣経費を超えるアシスタント・共演者等に係る経費
- ④打ち上げ費、その他飲食関係費（ケータリングを含む）
- ⑤手土産代、記念品代、出演者等への花束代等物品による謝礼費用
- ⑥事務局経常費（事務所維持費、職員給与等）
- ⑦対象アーティスト等の現地移動にかかる交通費
- ⑧その他、対象経費として適当でないと地域創造が判断したもの

ダン活支援対象アーティストについて

1 ダン活支援対象アーティスト一覧

ダン活支援対象アーティスト			
1	青木尚哉	12	中村 蓉
2	伊藤キム	13	長与江里奈
3	岩淵多喜子	14	東野祥子
4	遠田 誠	15	藤田善宏
5	大島匡史朗	16	マニシア
6	北尾 亘	17	森下真樹
7	北村成美	18	赤丸急上昇(赤松美智代+丸山陽子)
8	楠原竜也	19	笠井瑞丈×上村なおか
9	鈴木ユキオ	20	勝部ちこ+鹿島聖子
10	田畑真希	21	坂本公成+森裕子(Monochrome Circus)
11	田村一行	22	セレノグラフィカ(隅地茉歩+阿比留修一)
ダン活登録アーティスト			
1	浅井信好	5	橋本真那
2	井田亜彩実	6	康本雅子
3	岩渕貞太	7	Von・noズ(上村有紀+久保佳絵)
4	黒須育海		

2 アーティスト等の出演料等について

(1) 助成対象上限額

市民参加作品を創作し上演する場合

項 目		出演料等(税込)
対象アーティスト	ソロ	396,000円
	デュオ *1人あたり	264,000円
アシスタント(クリエーションのためのアシスタント兼共演者) *1人あたり		132,000円
テクニカルスタッフ等※		154,000円

レパートリー作品を上演する場合

項 目		出演料等(税込)
対象アーティスト	ソロ	396,000円
	デュオ *1人あたり	264,000円
アシスタント(アシスタント兼共演者)		132,000円
共演者		88,000円
テクニカルスタッフ等※		154,000円

※公演準備(地域交流プログラムを除く。)のサポート役として必要と判断されるテクニカルスタッフ、演出助手、制作者等をいう。

(2) 対象アーティストの出演料に含まれる経費

ワークショップの講師料、公演出演料、振付・演出料、アーティスト作品に関わる経費（衣裳費、舞台美術費、メイク費、小道具費、運搬費、照明・音響プラン料、制作費）、稽古場代、公演に使用する映像ソフト代、写真使用料、広報・宣伝及びプレ・アフタートーク等関連企画への協力、個別研修、経常経費、飲食費、地域創造負担を超えるアシスタント・共演者等に係る経費、市民参加公演の稽古として必要なクリエーションワークショップ等に係る経費